

令和元年（厚）第309号

令和2年1月31日

主文

本件再審査請求を棄却する。

事実

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、後記第3の3記載の原処分を取り消し、適正な標準報酬（標準報酬月額及び標準賞与額をいう。以下同じ。）の改定を求めるということである。

第2 事案の概要

本件は、請求人の配偶者であったAが、厚生労働大臣の権限に係る事務の受任者である日本年金機構に離婚時の年金分割に係る標準報酬の改定又は決定を請求したところ、請求人が、請求人の標準報酬改定の計算に誤りがあるとして、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をしたという事案である。

第3 本件再審査請求に至る経緯

- 1 請求人とAは、昭和○年○月○日に婚姻したが、平成○年○月○日に離婚の調停が成立した。
- 2 Aは、○○家庭裁判所平成○年（家イ）第○○○○号夫婦関係調整調停申立事件（以下「本件調停」という。）において、平成○年○月○日に、請求人との間で、年金分割についての請求すべき按分割合を0.5と定める調停が成立したので、同年○月○日（受付）、日本年金機構に対し、本件調停の調書（成立）抄本を添えて、厚生年金保険法（以下「法」という。）第78条の2第1項の規定により、対象期間を婚姻期間である昭和○年○月○日から平成○年○月○日までの期間、請求する年金分割の種類を合意分割・3号分割として、離婚時の年金分割に係る標準報酬の改定又は決定の請求をした（以下、この請求を「本件請求」という。）。
- 3 日本年金機構は、平成○年○月○日付けで、請求人に対し、法第78条の14

第2項の規定により、平成○年○月から平成○年○月までの期間及び同年○月から平成○年○月までの期間につき、その標準報酬の改定を行うとともに、法第78条の6第1項の規定により、按分割合を50.0%、改定割合を0.4748111、標準報酬改定年月日を平成○年○月○日、対象期間を婚姻期間である昭和○年○月○日から平成○年○月○日までの期間として、対象期間に係る請求人の厚生年金保険の被保険者期間について、標準報酬を改定する処分（以下、これらの改定を併せて「原処分」という。）をした。

- 4 請求人は、原処分を不服とし、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をしたものである。

第4 当事者等の主張の要旨（略）

理由

第1 問題点

- 1 法第78条の2第1項の規定によれば、第1号改定者（被保険者又は被保険者であった者であって、法第78条の6第1項第1号及び第2項第1号の規定により標準報酬が改定されるものをいう。）又は第2号改定者（第1号改定者の配偶者であった者であって、法第78条の6第1項第2号及び第2項第2号の規定により標準報酬が改定され、又は決定されるものをいう。）は、離婚等をした場合であって、① 当事者が標準報酬の改定又は決定の請求をすること及び請求すべき按分割合について合意しているとき、又は、② 法第78条の2第2項の規定により家庭裁判所が請求すべき按分割合を定めたとき、のいずれかに該当するときは、厚生労働大臣に対し、当該離婚等について対象期間（婚姻期間その他の厚生労働省令で定める期間をいう。）に係る被保険者期間の標準報酬（第1号改定者及び第2号改定者の標準報酬をいう。）の改定又は決定を請求することができるとして

おり、これについての厚生労働大臣の権限に関する事務は、日本年金機構に委任されているところである（法第100条の4第1項第21号、第23号等参照）。

そして、上記の厚生労働省令で定める期間については、厚生年金保険法施行規則第78条の2第1項第1号に、離婚をした場合は、婚姻が成立した日から離婚が成立した日までの期間とすると定められている。

- 2 また、平成20年4月1日以降に被扶養配偶者である期間がある場合について、厚生年金保険の被保険者（被保険者であった者を含む。以下「特定被保険者」という。）が被扶養配偶者を有する場合においては、当該被扶養配偶者に対する年金たる保険給付に関しては、当該特定被保険者が負担した保険料は、当該特定被保険者と当該被扶養配偶者が共同で負担したものであるという基本的認識の下、特例が設けられている。すなわち、夫婦の一方が特定被保険者であった期間中に被扶養配偶者を有する場合において、按分割合の範囲を算定するに当たっては、特定被保険者が被保険者であり、かつ、被扶養配偶者が当該特定被保険者の配偶者として国民年金法第7条第1項第3号に規定する第3号被保険者であった期間（平成20年4月1日以後の期間に限られる（国民年金法等の一部を改正する法律（平成16年法律第104号）附則第49条）。以下「特定期間」という。）に係る被保険者期間の各月ごとに、特定被保険者及び被扶養配偶者の標準報酬を、特定被保険者の標準報酬に2分の1を乗じて得たものであるとみなした上で、按分割合の範囲を算定することとされている（法第78条の14）。

そして、法第78条の20第2項の規定によれば、法第78条の2第1項の規定による標準報酬の改定又は決定の請求によって、法第78条の14第1項の規定による請求があったものとみなされる場合においては、法第78条の3第1項の対象期間標準報酬総額の基礎となる当

該特定期間に係る被保険者期間の標準報酬並びに法第78条の6第1項及び第2項の当該特定期間に係る被保険者期間の改定前の標準報酬については、法第78条の14第2項及び第3項の規定による改定又は決定後の標準報酬とするとされている。

- 3 本件の場合、請求人は、請求人の標準報酬改定の計算に誤りがあるとして、原処分を不服としているのであるから、本件の問題点は、原処分が上記法令の規定に照らして適法かつ妥当であると認められるかどうかである。

第2 当審査会の判断

- 1 本件記録によれば、本件請求は、対象期間を婚姻した日から離婚調停が成立した日までの期間（昭和○年○月○日から平成○年○月○日まで）とする本件調停による分割請求であるところ、前記のとおり、これにより法第78条の14第1項の規定による請求（以下「3号分割請求」という。）があったものとみなされることから、平成○年○月から平成○年○月までの期間及び同年○月から平成○年○月までの期間のAが第3号被保険者であった期間については、当該期間の標準報酬を2分の1ずつに改定及び決定し、その後の標準報酬を基礎として、法第78条の6第1項の規定により、按分割合を50.0%（改定割合を0.4748111）で標準報酬を改定又は決定したものであることが認められる。そして、これは、前記第1の1及び2に記載した関係法令の定めにとつて適法に行われたものといえることができる。

- 2 これに対し、請求人は、原処分は平成○年○月○日付け年金分割のための情報通知書（以下「情報通知書」という。）記載の対象期間標準報酬総額を前提として改定割合を算定し、それを3号分割後の標準報酬額に乗じて請求人の標準報酬額を算定したもので、合意に基づく標準報酬改定の計算方法に誤りがあると主張するので、これについて検討する。

法第78条の20第3項は、法第78

条の14第2項及び第3項の規定による標準報酬の改定及び決定が行われていない特定期間の全部又は一部を対象期間として法第78条の4第1項の請求があった場合において、特定被保険者が障害厚生年金の受給権を有しないときは、法第78条の4第2項に規定する情報は、第78条の14の規定による標準報酬の改定及び決定が行われたとみなして算定すると規定されている。

そして、厚生年金保険法施行令（以下「施行令」という。）第3条の12の11は、特定被保険者が障害厚生年金の受給権者である場合の特定期間に係る被保険者期間について、当該障害厚生年金の額の計算の基礎となった特定期間に係る被保険者期間を除くと規定されている。

また、施行令第3条の12の5は、対象期間標準報酬総額の計算について、対象期間の全部又は一部が平成15年4月1日前である場合は、同日前の被保険者期間の各月の標準報酬月額に1.3を乗じて得た額並びに同日以後の被保険者期間の各月の標準報酬にそれぞれ当事者（第1号改定者及び第2号改定者）を受給権者とみなして対象期間の末日において適用される再評価率を乗じて得た額の総額とすると規定されている。

したがって、情報通知書における対象期間標準報酬総額については、上記規定に基づき、特定期間である平成〇年〇月から平成〇年〇月までの期間及び平成〇年〇月から平成〇年〇月までの期間について、法第78条の14の規定による、請求人及びAに係る標準報酬の改定及び決定が行われたとみなして算定されたものであるから、請求人の主張は失当である。

- 3 以上のとおりであって、原処分は違法、不当な点はなく、本件再審査請求は理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり裁決する。